

都立城北中央公園（南側区域）整備計画（中間のまとめ）

1 所在地 板橋区小茂根三丁目、五丁目、東新町二丁目、練馬区羽沢三丁目各地内

2 計画対象面積 17.0ha

3 都市計画決定 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号（当初）
昭和51年7月13日 東京都告示第686号（最終）
東京都市計画公園第6・5・15号上板橋公園 43.6ha
（種別：運動公園）

4 整備計画の概要

（1）経緯

本公園は、昭和32年4月1日の開園（13.2ha）以来、拡張整備が進められ、現在26.0haが開園されている。

現在、本公園は「東京構想2000」や「緑の東京計画」等において、水と緑の骨格軸を形成していく公園、及び、災害時の避難場所や活動拠点として位置付けられている。「都市計画公園・緑地の整備方針」においては、重点公園に位置づけられ、優先整備区域（3.31ha）が設定されている。

整備計画の対象地は、先行して用地を取得し暫定的に整備を進めているが、今後本格的な整備を実施していく。

（2）整備計画策定の方針

「川沿いの緑に包まれたスポーツと歴史の公園」を基本理念とし、また、災害時における避難場所や救出及び救助の活動拠点として防災機能の向上を図るため整備する。

① 緑の拠点の形成

- ・石神井川より北側の既存樹林等と一体となった水辺の明るい緑の拠点を創出する。
- ・遺跡や屋敷林等の既存樹木の活用、及び社寺林との連携による樹林の形成を図る。
- ・武蔵野の原風景を創出する。

② 総合的な健康づくりの場の形成

- ・様々なレクリエーション利用に対応する。
- ・「ふるさと」を感じ、心癒される空間を創出する。
- ・大人から子どもへ自然・歴史を伝承する場とする。

③ 防災拠点

- ・避難場所の拡充や救出及び救助の活動拠点としての機能の充実を図る。

（3）ゾーニング計画

整備計画策定の方針を踏まえ、5つのゾーンを設定する。

① 緑と水辺のゾーン

- ・石神井川沿いに視点場となる広場や散策路を設け、水辺や桜並木の景観を眺めながら散策や休息を楽しめるゾーンとする。
- ・水辺の樹林やビオトープ池を設け、水辺で遊び、学べる場とする。
- ・水辺の樹林付近一帯は、石神井川との一体的整備により、水辺に親しむことのできる拠点整備を行う候補地とする。

② 花のプレイランドゾーン

- ・花木の広場や花の広場に四季を彩る草花や花木を植栽し、人々の集い・交流、遊びの場を提供するゾーンとする。
- ・季節の催事（七草や月見など）に関わる植物や、カリンやアケビ、キンカンなど実のなる木を植栽し、植物を通じて交流を深める場とする。
- ・花木の広場には子どもの遊び場として遊具を設ける。

③ 武蔵野の森ゾーン

- ・武蔵野を象徴する雑木林や芝生広場を創出し、住民参加により緑を育むゾーンとする。
- ・茂呂遺跡の丘に散策路や解説板を設け、散策しながら地域の歴史について学べる場とする。

④ 桜山ゾーン

- ・桜の名所として親しまれている板橋区立茂呂山公園と一体的に桜山や広場を創出するゾーンとする。
- ・様々な種類のサクラを植栽したお花見の広場を設け、明るく広大なオープンスペースを創出する。

⑤ ふれあいゾーン

- ・武蔵野の農とそのくらしの風景を再現し、地域の学校や福祉施設、住民等の参加により園芸や農作業を行うなど、協働の場として活用していくゾーンとする。
- ・草花や野菜の畑、管理・活動拠点、休憩施設を設け、竹林や果樹（カキ、クリ、ミカンなど）を植栽し、くらしのなかの四季の移り変わりを感じ、ふれあう場とする。
- ・管理・活動拠点は、公園の管理やボランティアの育成・活動、農体験など、人々が集い様々な活用が期待できる施設とする。

城北中央公園 ゾーニング図(案)



S=1/5000

① 緑と水辺のゾーン

- ・石神井川沿いに視点場となる広場や散策路を設け、水辺や桜並木の景観を眺めながら散策や休息を楽しむゾーンとする。
- ・水辺の樹林やビオトープ池を設け、水辺で遊び、学べる場とする。
- ・水辺の樹林付近一帯は、石神井川との一体的により、水辺に親しむことのできる拠点整備を行う候補地とする。

② 花のプレイランドゾーン

- ・花木の広場や花の広場に四季を彩る草花や花木を植栽し、人々の集い・交流、遊びの場を提供するゾーンとする。
- ・季節の催事（七草や月見など）に関わる植物や、カリンやアケビ、キンカンなど実のなる木を植栽し、植物を通じて交流を深める場とする。
- ・花木の広場には子どもの遊び場として遊具を設ける。

③ 武蔵野の森ゾーン

- ・武蔵野を象徴する雑木林や芝生広場を創出し、住民参加により緑を育むゾーンとする。
- ・茂呂遺跡の丘に散策路や解説板を設け、散策しながら地域の歴史について学べる場とする。

④ 桜山ゾーン

- ・桜の名所として親しまれている板橋区立茂呂山公園と一体的に桜山や広場を創出するゾーンとする。
- ・様々な種類のサクラを植栽したお花見の広場を設け、明るく広大なオープンスペースを創出する。

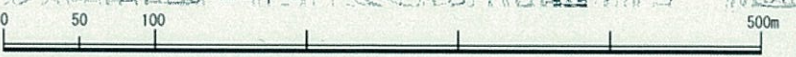
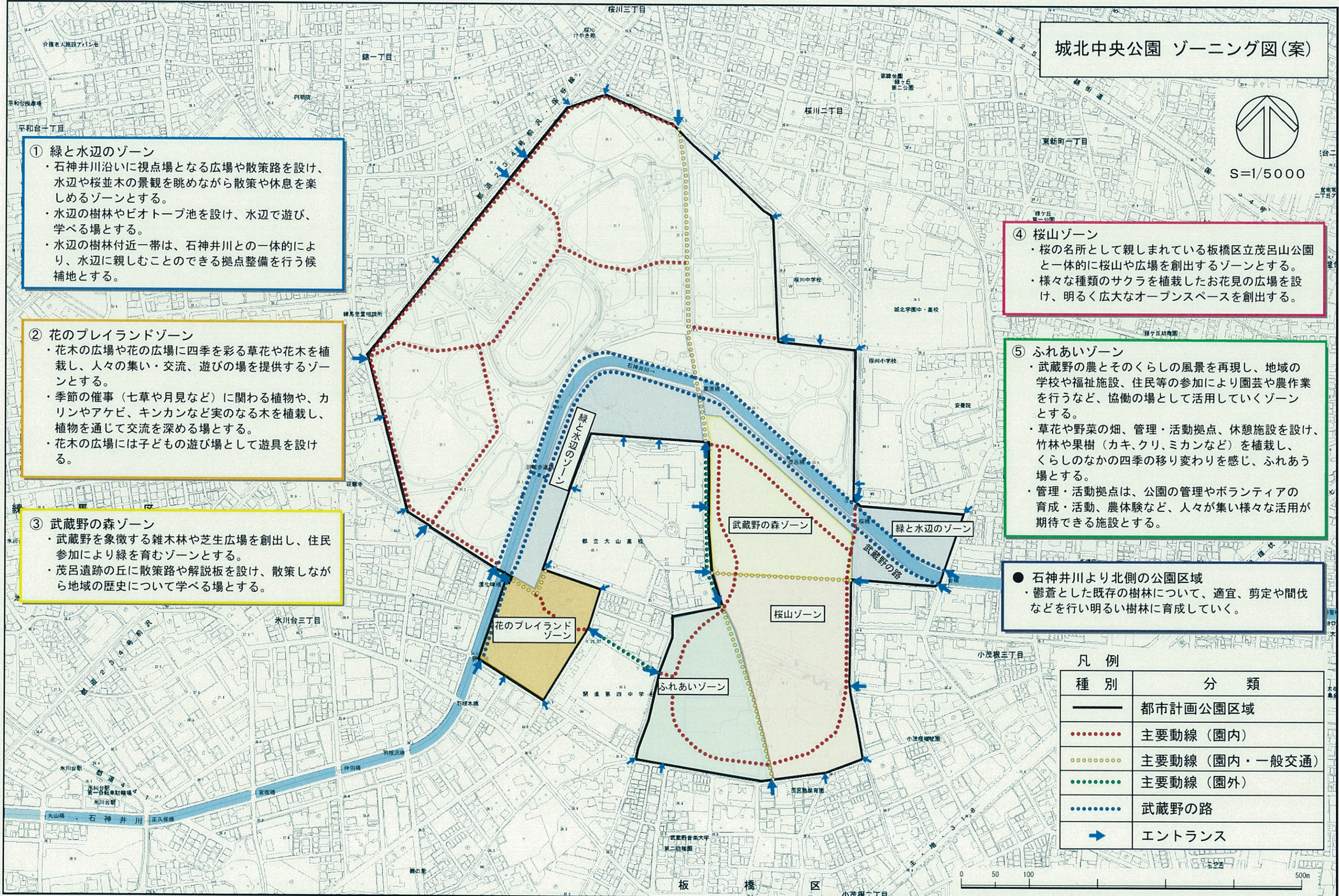
⑤ ふれあいゾーン

- ・武蔵野の農とそのくらしの風景を再現し、地域の学校や福祉施設、住民等の参加により園芸や農作業を行うなど、協働の場として活用していくゾーンとする。
- ・草花や野菜の畑、管理・活動拠点、休憩施設を設け、竹林や果樹（カキ、クリ、ミカンなど）を植栽し、くらしのなかの四季の移り変わりを感じ、ふれあう場とする。
- ・管理・活動拠点は、公園の管理やボランティアの育成・活動、農体験など、人々が集い様々な活用が期待できる施設とする。

● 石神井川より北側の公園区域

- ・鬱蒼とした既存の樹林について、適宜、剪定や間伐などを行い明るい樹林に育成していく。

種別	分類
——	都市計画公園区域
.....	主要動線（園内）
.....	主要動線（園内・一般交通）
.....	主要動線（園外）
.....	武蔵野の路
➡	エントランス



城北中央公園 計画平面図(案)

- 凡例
- トイレ(新設)
 - トイレ(既設)
 - 都市計画公園区域

ゾーン	既設(記号:大文字)		新設(記号:小文字)	
	記号	名称	記号	名称
緑と水辺のゾーン			a	親水拠点整備候補地
			b	水辺の樹林・ビオトープ池
			c	水辺の芝生広場
			d	水辺のプロムナード
			e	水辺の散策路
花のプレイランドゾーン	A	花木の広場		
	B	花の広場		
武蔵野の森ゾーン	C	茂呂史跡の丘	f	武蔵野の雑木林
			g	芝生広場
桜山ゾーン	D	板橋区立茂呂山公園	h	お花見の広場
			i	屋敷林
ふれあいゾーン			j	農の広場
			k	管理・活動の拠点
			l	駐車場

※ 記号:大文字アルファベットは既設施設を示し、小文字アルファベットは新設施設を示す。

